

地区組織及び運営細則

(目的)

第1条 公益社団法人所沢市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第2章に定める目的を達成するため、会員の居住地に基づく基礎的な組織として地区組織を編成し、その運営を通して会員相互の連携強化と親睦を図るとともに、センターと会員の連携を密にし、事業の円滑な推進に資することを目的とする。

基礎的な組織として、地区長会議に会員の居住地に基づく地区組織を編成し、その運営を通して会員相互の連携強化と親睦を図るとともに、センターと会員の連携を密にし、事業の円滑な推進に資することを目的とする。

(地区組織)

第2条 地区組織は所沢市の行政区域とし、別表第1のとおりとする。

(所掌事項)

第3条 地区組織は、第1条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) センターからの情報の伝達に関すること。
- (2) 地区文化祭等への参加等、地域貢献に関すること。
- (3) 地区懇談会及び懇親会に関すること。
- (4) 会員増強とセンター事業の普及啓発に関すること。
- (5) 「トコロみまもりネット」協力事業者として事業に協力すること。
- (6) その他目的達成に必要と思われる事項

(地区役員及びその任期)

第4条 地区組織に地区役員として代表地区会員（以下「地区長」という。）を理事長が委嘱する。地区長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 地区長は、地区組織を運営するため、当該地区内の会員おおむね20人を目安とした班を編成し、それぞれの班に班長を選任する。班長の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 地区長を補佐するため、班長の中から原則男女それぞれ1名ずつの副地区長を地区長が選任する。

選任にあたっては、会員数や男女別会員数に配慮するものとする。

4 地区長に事故があるときは、副地区長がその職に当たる。また、地区長が欠けたときは、新たに地区長が委嘱されるまでの間、副地区長のうち1名が地区長の職務に当たる。なお、補欠として委嘱された地区長の任期は、前任者の残任期間とする。

(地区役員の役割)

第5条 地区長は、第3条に規定する所掌事項を遂行するため、班長を統括し、班長会議を年間4回以上開催して、速やかに班長を通じて決定事項等を会員に通知するとともに、議事録を地

区長会議の議長に提出する。

2 副地区長は、地区長を補佐する。

3 班長は、地区長と協力し、次に掲げる事項を行う。

(1) 会員から得られた個人の就業や健康に関する情報は、個人情報保護に努め、本人の了承を得られた場合はセンターに情報提供すること

(2) 会員から得られた仕事の情報をセンターに提供すること

(3) 会員へのセンター広報紙「つどいの樹」の配布等、センターからの情報を会員に伝えること

(4) 会員からの意見、要望等を地区長に伝えるとともにセンターに取り次ぐこと

(5) 会員とともにセンターの行事に積極的に参加すること

(6) 削除

(地区活動謝礼及び経費)

第6条 地区長には会議等の活動に対して、顧問等の報酬に関する規定に基づき報酬として定められた金額を支払う。尚、地区会議等に代理出席した場合は代理出席者に対して定められた金額を支払う。また、地区役員の活動に対して、別表第2に定める謝礼金を、法に定める控除額を差し引いたうえ、6月（基準日5月1日）及び12月（基準日11月1日）の年2回に分けて現金又は口座振替により支払う。

任期途中で交代のあった地区役員への報酬については、原則それぞれ基準日に在職の地区役員へ支払うものとする。

2 地区活動の経費は年間20,000円とし地区長が管理し、年度末に会計報告書をセンターに提出すること。尚、報告書には領収書の原本を添付すること。

3 地区活動の経費は、センターの予算をもって充てる。

(その他)

第7条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度分の事業実績報告については、なお従前の例による。

2 昭和63年10月1日施行の地区組織運営要領は、廃止する。

3 事業年度は、定款で定められた期間によるものとする。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(組織名称改正)

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(名称、所掌事項等一部改正)

附 則

この細則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(名称、所掌事項、地区役員の役割等一部改正)

附 則

この細則は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。(組織名称改正、地区活動謝礼金及び経費改正)

附 則

この細則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。(所掌事項、地区役員数及び役割、地区活動謝礼金一部改正)

別表第1（第2条関係）

地区組織

| 地区名 | 区 域 |
|------|---|
| 松井 | くすのき台二丁目の一部、くすのき台三丁目の一部、西新井町、東新井町、東所沢和田一丁目、東所沢和田二丁目、東所沢和田三丁目、大字上安松、大字下安松、大字下新井の一部、大字牛沼、大字松郷、大字本郷の一部 |
| 富岡 | 北原町の一部、北中一丁目、北中二丁目、北中三丁目、北中四丁目、岩岡町、所沢新町、中富南一丁目、中富南二丁目、中富南三丁目、中富南四丁目、向陽町の一部、大字中富、大字下富、大字神米金、大字北岩岡 |
| 小手指 | 小手指町一丁目、小手指町二丁目、小手指町三丁目、小手指町四丁目、小手指町五丁目、小手指南一丁目、小手指南二丁目、小手指南三丁目、小手指南四丁目、小手指南五丁目、小手指南六丁目、小手指元町一丁目、小手指元町二丁目、小手指元町三丁目、北野新町一丁目、北野新町二丁目、北野一丁目、北野二丁目、北野三丁目、北野南一丁目、北野南二丁目、北野南三丁目、上新井一丁目、上新井二丁目、上新井三丁目、上新井四丁目、上新井五丁目、小手指台、大字山口の一部 |
| 山口 | 大字山口の一部、大字上山口、大字勝楽寺、大字荒幡の一部 |
| 吾妻 | くすのき台一丁目の一部、くすのき台二丁目の一部、くすのき台三丁目の一部、東住吉、南住吉、西住吉、松が丘一丁目、松が丘二丁目、大字久米、大字北秋津、大字荒幡の一部 |
| 柳瀬 | 東所沢一丁目、東所沢二丁目、東所沢三丁目、東所沢四丁目、東所沢五丁目、大字本郷の一部、大字新郷、大字南永井、大字日比田、大字亀ヶ谷、大字城、大字坂之下 |
| 三ヶ島 | 狭山ヶ丘一丁目、狭山ヶ丘二丁目、若狭一丁目、若狭二丁目、若狭三丁目、若狭四丁目、東狭山ヶ丘一丁目、東狭山ヶ丘二丁目、東狭山ヶ丘三丁目、東狭山ヶ丘四丁目、東狭山ヶ丘五丁目、東狭山ヶ丘六丁目、西狭山ヶ丘一丁目、西狭山ヶ丘二丁目、和ヶ原一丁目、和ヶ原二丁目、和ヶ原三丁目、林一丁目、林二丁目、林三丁目、三ヶ島一丁目、三ヶ島二丁目、三ヶ島三丁目、三ヶ島四丁目、三ヶ島五丁目、堀之内、糞谷 |
| 新所沢 | 緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、榎町、泉町、青葉台、向陽町の一部、けやき台一丁目、けやき台二丁目 |
| 新所沢東 | 並木五丁目、松葉町、弥生町、美原町一丁目、美原町二丁目、美原町三丁目、美原町四丁目、美原町五丁目、北所沢町、花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目、花園四丁目 |

| | |
|----|--|
| 所沢 | 宮本町一丁目、宮本町二丁目、西所沢一丁目、西所沢二丁目、金山町、喜多町、北有楽町、日吉町、東町、寿町、元町、御幸町、旭町、有楽町、くすのき台一丁目の一部、くすのき台二丁目の一部、くすのき台三丁目の一部、星の宮一丁目、星の宮二丁目 |
| 並木 | 並木一丁目、並木二丁目、並木三丁目、並木四丁目、並木六丁目、並木七丁目、並木八丁目、若松町、こぶし町、北原町の一部、中新井一丁目、中新井二丁目、中新井三丁目、中新井四丁目、中新井五丁目、大字下新井の一部、大字中新井 |

別表第2（第6条関係）

地区活動謝礼

| 地区役員 | 謝 礼 金 | |
|------|-------|---------|
| 地区長 | 年額 | 15,000円 |
| 副地区長 | 年額 | 10,000円 |
| 班長 | 年額 | 6,000円 |

備考

- 1 副地区長に対し、班長としての活動に対する謝礼金は支払わない。
- 2 地区長が班長を兼ねる場合は、班長としての活動に対する謝礼金を併せて支払う。